



初期消火にご協力いただいた方へ

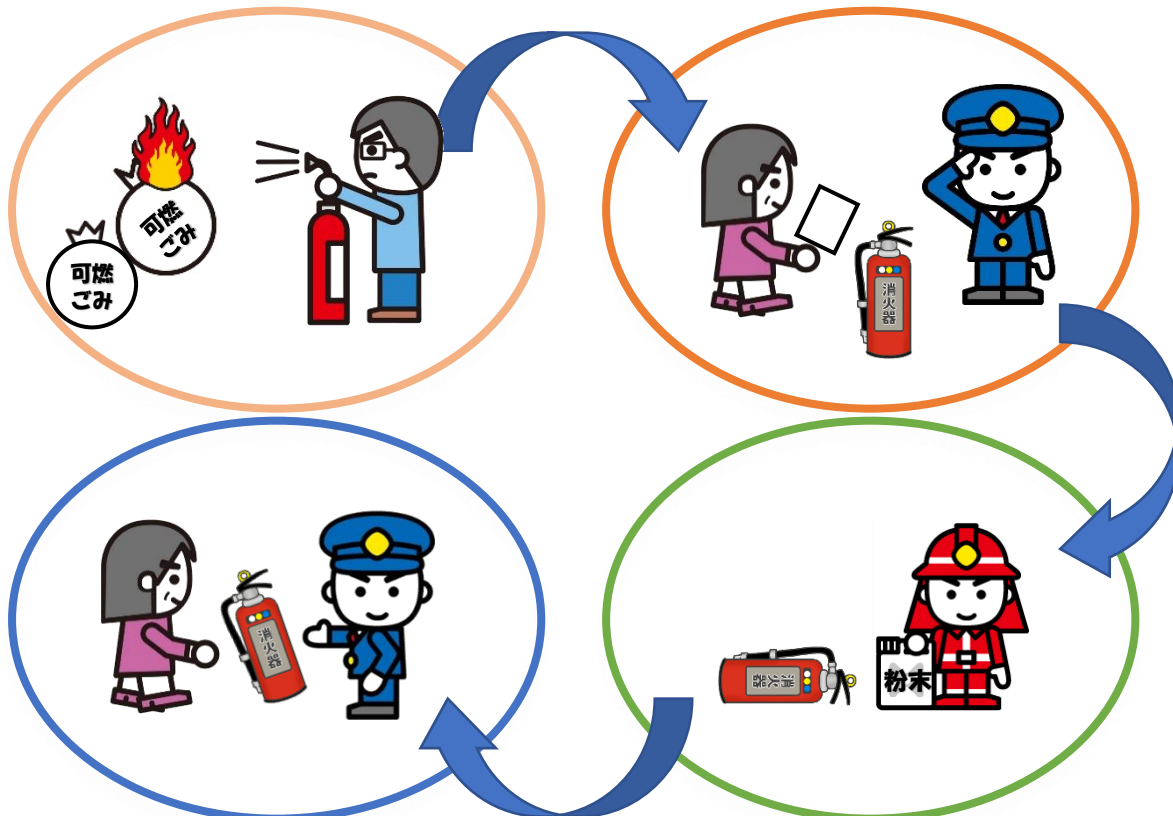


～ 消火協力者に対する消火薬剤無償詰替等事業 ～

西はりま消防組合では、管内※1で発生した火災において、初期消火に協力するためにご使用になられた消火器※2の消火薬剤を無償で詰め替える事業を開始しました。

① 協力者の消火器を使用

② 管内の最寄りの消防署へ申請



④ 申請者に返却

③ 消火薬剤の詰替等を実施※3

※1 管内とは、相生市、たつの市、宍粟市、太子町及び佐用町並びに上郡町光都をいいます。

※2 次のいずれかに該当する消火器は対象外となります。また、エアゾール式簡易消火具など、消火器以外の消火用具等は対象外です。

- (1) 消火の義務を負う方（消防法第25条1項に規定する応急消火義務者）が所有するもの
- (2) 保険会社等から補償等を受けることができるもの
- (3) 上記以外に使用状況等から消防長が適当ではないと認めるもの

※3 「消火薬剤の詰替等」とは、使用済みの消火器に消火薬剤、加圧ガス等を充填することをいいます。（加圧ガスを充填できない場合又は経年劣化により詰め替えできない場合は、新規消火器（同等品）を支給します。）

西はりま消防組合

問合せ先：西はりま消防本部 警防課 ☎ 0791-76-7121